

# 消防用設備等点検業務

## 仕様書

守口市環境下水道部下水道課

## 第 1 章 総 則

### （目的）

第1条 本仕様書は、消防設備等点検業務内容を円滑に遂行するため、その要領を定めることを目的とするものである。

### （業務計画書）

第2条 受注者は、業務計画書 1 部を作成し提出するものとする。

### （資格証明）

第3条 受注者は点検従事者の資格免状の写し 1 部を提出するものとする。

### （点検の実施日時）

第4条 受注者は、点検の実施日時については、あらかじめ協議して定めなければならない。

### （点検に対する発注者の立会い）

第5条 受注者は、点検の実施に対して発注者が立会いを求めた場合は、立会いのもと点検を行わなければならない。

### （点検用器具の負担）

第6条 点検に必要な機器・工具の類は、すべて受注者が負担しなければならない。

### （交換を必要とする灯類の負担）

第7条 保守点検により交換を必要とする灯類の負担は、受注者によるものとする。  
・誘導灯に使用の蛍光灯（LED 等）

### （写真撮影）

第8条 受注者は、次項以下に定めるところにより、点検の各過程について、その状況を写真撮影し、順を追って写真帳にまとめ、点検実施後速やかに提出するものとする。

2. 写真はカラー写真とし、必要に応じて被写体の大きさまたは寸法が判定できるようスケール等を利用するものとする。
3. 写真の大きさは原則としてサービス判とし、写真帳にはできるだけ詳細に説明文を記入するものとする。
4. 電子データについては記録媒体（CD-R 又は DVD-R）に収めるものとし、写真帳の末尾のページに貼り付けるものとする。
5. 写真は、1 部提出するものとする。

### （報告書の提出）

第9条 受注者は、点検を実施したときは、すみやかに点検報告書を 1 部提出するものとする。

(その他)

第10条 その他細部については、発注者の指示に従うものとする。

## 第 2 章 委 託 内 容

### 第1節 施工場所

大枝ポンプ場

守口市松下町1番97号

八雲ポンプ場

守口市八雲東町1丁目4番8号

### 第2節 点検の内容及び点検の期間

消 防 用 設 備 等 の 種 類	点 検 の 内 容	点 検 の 期 間
消 火 器 具 ・ 誘 導 灯	機 器 点 検	6 ヶ 月
	総 合 点 検	1 年
屋 内 消 火 栓 設 備 自 動 火 災 報 知 設 備 排 煙 設 備	機 器 点 検	6 ヶ 月
	総 合 点 検	1 年
非 常 用 自 家 発 電 設 備	機 器 点 検	6 ヶ 月
	総 合 点 検	1 年
配 線	機 器 点 検	6 ヶ 月
	総 合 点 検	1 年

### 第3節 点検項目

別紙点検項目一覧表参照。

### 第4節 追加項目

次の項目を追加して行うものとする。なお、消火器の取替は総合点検時に行うこととする。

#### 令和7年度

大枝ポンプ場	消火器 10型 4本 誘導灯本体 C級 4台
--------	---------------------------

八雲ポンプ場	該当なし
--------	------

#### 令和8年度

大枝ポンプ場	消火器 10型 1本 消火器 20型 8本 誘導灯本体 C級 4台
--------	---

八雲ポンプ場	該当なし
--------	------

#### 令和9年度

大枝ポンプ場	誘導灯本体 C級 4台
--------	-------------

八雲ポンプ場	消火器 10型 6本
--------	------------

消防用設備等点検項目一覧表

施設名	誘導灯B級	誘導灯C級	誘導灯用信号装置	自家発電機	排煙設備	ベル	自火報受信機	副受信機自火報	感知器				発信機	屋内消火栓						消火器		ハロゲン化物消火設備
									光電式スポット型煙	定温式スポット型	差動式スポット型	差動分布型空気管式		ポンプ	消火栓箱	水槽	呼水水槽	表示灯	消火電動ポンプ制御盤	粉末10型	粉末20型	
大枝ポンプ場		47		1		13	1	2	50	4	2	5	6	1	3	1	1	6	1	29	8	
八雲ポンプ場		2																		9		
合計	0	49	0	1	0	13	1	2	50	4	2	5	6	1	3	1	1	6	1	38	8	0

大枝消火器交換表

番号	設置場所	製造年	令和7年	令和8年	令和9年	備考
			2025	2026	2027	
	第1ポンプ場					
1	1階エンジン室	2024				
2	エンジン室	2024				
3	エンジン室	2024				
4	エンジン室前	2024				
5	エンジン室前	2021		○		
6	エンジン室前	2021		○		
7	エンジン室	2021		○		
8	エンジン室	2021		○		
	第2ポンプ場					
9	地階沈砂池	2024				
10	沈砂池	2024				
11	沈砂池	2024				
12	沈砂池	2023				
13	沈砂池	2023				
14	ポンプ室	2024				
15	ポンプ室	2024				
16	調整池機械室	2024				
17	調整池機械室	2023				
18	調整池機械室	2023				
19	調整池機械室	2023				
20	調整池機械室	2023				
21	調整池機械室	2023				
22	1階ポンプ室	2023				
23	ポンプ室	2023				
24	ポンプ室	2021		○		
25	ポンプ室	2021		○		
26	電気室前	2024				
27	電気室	2019				2025年2月交換
28	電気室	2021		○		
29	操作室	2021		○		
30	換気機械室1	2019				2025年2月交換
31	換気機械室2	2020	○			
32	2階換気機械室	2020	○			
33	換気機械室	2020	○			
34	燃料小出槽	2020	○			
35	野外燃料タンク	2021		○		
36	燃料タンク	2024				
37	燃料タンク	2024				
	合計本数		4	9	0	

八雲消火器交換表

番号	設置場所	製造年	令和7年	令和8年	令和9年	備考
			2025	2026	2027	
1	地下ポンプ室	2022			○	
2	1階屋外	2022			○	
3	事務所	2022			○	
4	エンジン室	2022			○	
5	エンジン室	2022			○	
6	エンジン室	2022			○	
7	2階倉庫前	2023				
8	3階電気室	2023				
9	電気室	2023				
合計本数					6	

誘導灯 器具及びバッテリー交換予定表

	設置場所	タイプ		2025年度	2026年度	2027年度
大枝ポンプ場	1 第1ポンプ場2階	B級	器具本体			
			バッテリー			
	2 第1ポンプ場2階	B級	器具本体			
			バッテリー			
	3 第1ポンプ場2階	B級	器具本体			
			バッテリー			
	4 第1ポンプ場1階	B級	器具本体			
			バッテリー			
	5 第1ポンプ場1階	B級	器具本体			
			バッテリー			
	6 第1ポンプ場1階	B級	器具本体			
			バッテリー			
	7 第2ポンプ場1階電気室	C級	器具本体			
			バッテリー			
	8 第2ポンプ場1階電気室	C級	器具本体			
			バッテリー			
	9 第2ポンプ場1階電気室	C級	器具本体	○		
			バッテリー			
	10 第2ポンプ場1階電気室	C級	器具本体			
			バッテリー			
	11 第2ポンプ場1階操作室横通路	C級	器具本体			
			バッテリー			
	12 第2ポンプ場1階新電気室	C級	器具本体			
			バッテリー			
	13 第2ポンプ場1階通路	C級	器具本体			
			バッテリー			
14 第2ポンプ場1階換気機械室	C級	器具本体				
		バッテリー				
15 第2ポンプ場1階換気機械室	C級	器具本体				
		バッテリー				
16 第2ポンプ場1階換気機械室	C級	器具本体				
		バッテリー				
17 第2ポンプ場1階通路	C級	器具本体				
		バッテリー				
18 第2ポンプ場1階ポンプ室前通路	C級	器具本体				
		バッテリー				
19 第2ポンプ場1階ポンプ室	C級	器具本体				
		バッテリー				
20 第2ポンプ場1階ポンプ室	C級	器具本体				
		バッテリー				
21 第2ポンプ場1階ポンプ室	C級	器具本体				
		バッテリー				
22 第2ポンプ場B1階ポンプ室	C級	器具本体				
		バッテリー				
23 第2ポンプ場B1階ポンプ室	C級	器具本体				
		バッテリー				
24 第2ポンプ場B1階ポンプ室	C級	器具本体				
		バッテリー				
25 第2ポンプ場B1階ポンプ室	C級	器具本体				
		バッテリー				
26 調整池	C級	器具本体				
		バッテリー				

誘導灯 器具及びバッテリー交換予定表

大枝 ポンプ場	27	調整池	C級	器具本体			
				バッテリー			
	28	調整池	C級	器具本体			
				バッテリー			
	29	調整池	C級	器具本体			
				バッテリー			
	30	調整池	C級	器具本体			
				バッテリー			
	31	調整池	C級	器具本体			
				バッテリー			
	32	調整池	C級	器具本体	○		
				バッテリー			
	33	調整池	C級	器具本体	○		
				バッテリー			
	34	調整池	C級	器具本体	○		
				バッテリー			
	35	調整池	C級	器具本体		○	
				バッテリー			
	36	調整池	C級	器具本体		○	
				バッテリー			
	37	調整池	C級	器具本体		○	
				バッテリー			
	38	調整池	C級	器具本体		○	
				バッテリー			
	39	第2沈砂池	C級	器具本体			
				バッテリー			
	40	第2沈砂池	C級	器具本体			○
			バッテリー				
41	第2沈砂池	C級	器具本体				
			バッテリー				
42	第2沈砂池	C級	器具本体				
			バッテリー				
43	第2沈砂池	C級	器具本体				
			バッテリー				
44	第2沈砂池	C級	器具本体			○	
			バッテリー				
45	第2沈砂池	C級	器具本体				
			バッテリー				
46	第2沈砂池	C級	器具本体			○	
			バッテリー				
47	第2沈砂池	C級	器具本体			○	
			バッテリー				
	器具本体 交換数量				4	4	4
	バッテリー 交換数量				0	0	0
八雲 ポンプ場		設置場所	タイプ		2025	2026	2027
	1	第2沈砂池	C級	器具本体			
				バッテリー			
	2	第2沈砂池	C級	器具本体			
				バッテリー			
	器具本体 交換数量				0	0	0
	バッテリー 交換数量				0	0	0

計装設備保守点検業務

仕 様 書

守口市環境下水道部下水道課

## (総 則)

第1条 本仕様書は、契約書に定めるもののほか、計装設備保守点検の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

## (点検の対象及び内容)

第2条 受注者が取り扱う計装設備は下記の現場計装設備とし、種類・数量及び点検内容等は別表-1、2の通りとする。

対象	：	大枝ポンプ場	別表-1
		八雲ポンプ場	別表-2

## (実施計画書の提出)

第3条 受注者は、契約後すみやかに次の事項を内容とする業務実施計画書を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。

- (1) 定期点検実施日
- (2) 緊急時連絡体制
- (3) その他必要事項

## (写真撮影)

第4条 受注者は、次項以下に定めるところにより、点検の各過程について、その状況を写真撮影し、順を追って写真帳にまとめ、点検実施後速やかに提出するものとする。

2. 写真はカラー写真とし、必要に応じて被写体の大きさまたは寸法が判定できるスケール等を利用するものとする。
3. 写真の大きさは原則としてサービス判とし、写真帳にはできるだけ詳細に説明文を記入するものとする。
4. 電子データについては記録媒体（CD-R 又は DVD-R）に収めるものとし、写真帳の末尾のページに貼り付けるものとする。
5. 写真帳は、1部提出するものとする。

## (報告書の提出)

第5条 受注者は、定期点検を実施したときは、すみやかに結果報告書を1部提出しなければならない。

- 2 受注者は、前項の報告書について、発注者が説明を求めたときは直ちにこれに応じなければならない。

## (その他)

第6条 その他細部については、発注者の指示に従うものとする。



分類	ループ名	構成	数量	R6	R7	R8	R9
大枝ポンプ場 (第1ポンプ場)	流入渠水位	投入式水位計 (JFE)	1	0	1	0	1
		中継箱 (JFE)	1	0	1	0	1
		大形指示計 (デジタル式)	1	0	1	0	1
		ディストリビュータ	1	0	1	0	1
		アレスタ (信号用)	1	0	1	0	1
	雨水ポンプ井3号水位	投入式水位計 (JFE)	1	0	1	0	0
		変換器 (JFE)	1	1	0	1	0
		アイソレータ	1	1	0	1	0
		抵抗ユニット	1	1	0	1	0
		アレスタ (電源用)	1	1	0	1	0
	雨水ポンプ井4号水位	投入式水位計 (JFE)	1	1	0	1	0
		変換器 (JFE)	1	1	0	1	0
		アイソレータ	1	1	0	1	0
		抵抗ユニット	1	1	0	1	0
		アレスタ (電源用)	1	1	0	1	0
	雨水ポンプ井水位 (共通)	アレスタ (信号用)	1	1	0	1	0
		大型指示計 (デジタル式)	1	0	1	0	1
		リリーススイッチ	1	0	1	0	1
		システムフィルタ	1	0	1	0	1
		アイソレータ	1	0	1	0	1
		警報設定器	1	0	1	0	1
		警報設定器	1	0	1	0	1
		警報設定器	1	0	1	0	1
		警報設定器	1	0	1	0	1
		警報設定器	1	0	1	0	1
	放流渠水位	圧力式レベル計	1	1	0	1	0
		アイソレータ	1	1	0	1	0
		警報設定器	1	1	0	1	0
		抵抗ユニット	1	1	0	1	0
		アレスタ (電源用)	2	2	0	2	0
		アレスタ (信号用)	2	2	0	2	0
		アレスタ (電源用)	1	1	0	1	0
	冷却水主管温度	アレスタ (信号用)	1	1	0	1	0
		測温抵抗体 (Pt100Ω)	1	0	1	0	1
	雨水沈砂池流入ゲート4号開度	R T D / I 変換器	1	0	1	0	1
		アレスタ (電源用)	1	0	1	0	1
	雨水沈砂池流入ゲート5号開度	アレスタ (信号用)	1	0	1	0	1
		アレスタ (電源用)	1	1	0	1	0
	雨水沈砂池流入ゲート6号開度	アレスタ (信号用)	1	1	0	1	0
		アレスタ (電源用)	1	1	0	1	0
	雨水沈砂池流入ゲート7号開度	アレスタ (信号用)	1	0	1	0	1
		アレスタ (電源用)	1	0	1	0	1
	雨水ポンプ3号機関回転数	アイソレータ	1	0	1	0	1
	雨水ポンプ4号機関回転数	アイソレータ	1	1	0	1	0
	雨水ポンプ5号機関回転数	アイソレータ	1	1	0	1	0
	雨水ポンプ3~5号機関燃料使用量	燃料バルス発信器	3	0	3	0	3
	雨水ポンプ3号機関排気温度	熱電対 (K形)	1	0	1	0	1
		T C / I 変換器	1	0	1	0	1
	雨水ポンプ4号機関排気温度	熱電対 (K形)	1	1	0	1	0
		T C / I 変換器	1	1	0	1	0
雨水ポンプ5号機関排気温度	熱電対 (K形)	1	1	0	1	0	
	T C / I 変換器	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ3号機関潤滑油温度	測温抵抗体 (Pt100Ω)	1	0	1	0	1	
	R T D / I 変換器	1	0	1	0	1	
雨水ポンプ4号機関潤滑油温度	測温抵抗体 (Pt100Ω)	1	1	0	1	0	
	R T D / I 変換器	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ5号機関潤滑油温度	測温抵抗体 (Pt100Ω)	1	1	0	1	0	
	R T D / I 変換器	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ3号機関冷却水出口温度	測温抵抗体 (Pt100Ω)	1	0	1	0	1	
	R T D / I 変換器	1	0	1	0	1	
雨水ポンプ4号機関冷却水出口温度	測温抵抗体 (Pt100Ω)	1	1	0	1	0	
	R T D / I 変換器	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ5号機関冷却水出口温度	測温抵抗体 (Pt100Ω)	1	1	0	1	0	
	R T D / I 変換器	1	1	0	1	0	
大枝ポンプ場 (第1ポンプ場)	雨水ポンプ3号吐出圧力	圧力伝送器	1	0	1	0	1
		抵抗ユニット	1	0	1	0	1
	雨水ポンプ4号吐出圧力	圧力伝送器	1	1	0	1	0
		抵抗ユニット	1	1	0	1	0
	雨水ポンプ5号吐出圧力	圧力伝送器	1	1	0	1	0
		抵抗ユニット	1	1	0	1	0
	雨水ポンプ6号吐出圧力	圧力伝送器	1	0	1	0	1
		抵抗ユニット	1	0	1	0	1
	雨水ポンプ吐出弁3号開度	圧力伝送器	1	0	1	0	1
		抵抗ユニット	1	0	1	0	1
雨水ポンプ吐出弁4号開度	圧力伝送器	1	1	0	1	0	
	抵抗ユニット	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ吐出弁5号開度	圧力伝送器	1	1	0	1	0	
	抵抗ユニット	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ吐出弁6号開度	圧力伝送器	1	0	1	0	1	
	抵抗ユニット	1	0	1	0	1	
気圧	気圧計発信器	1	0	1	0	1	
気温	百葉箱	1	0	1	0	1	
	気温計感部	1	0	1	0	1	
	R T D / I 変換器	1	0	1	0	1	
	アレスタ (R T D信号用)	1	0	1	0	1	
雨量・降雨強度	雨量計	1	0	1	0	1	
	降雨強度計	1	0	上記含む	0	上記含む	
	端子盤	1	0	上記含む	0	上記含む	
	雨量変換器	1	0	上記含む	0	上記含む	
	M V / I 変換器	1	0	1	0	1	
	M V / I 変換器	1	0	1	0	1	

分類	ループ名	構成	数量	R6	R7	R8	R9
大枝ポンプ場 (第2ポンプ場)	雨水沈砂池流入ゲート1号開度	抵抗ユニット	1	1	0	1	0
		アレスタ(電源用)	1	1	0	1	0
	雨水沈砂池流入ゲート2号開度	アレスタ(信号用)	1	1	0	1	0
		アレスタ(電源用)	1	1	0	1	0
	雨水沈砂池流入ゲート3号開度	アレスタ(信号用)	1	1	0	1	0
		アレスタ(電源用)	1	1	0	1	0
	汚水沈砂池流入ゲート1号開度	抵抗ユニット	1	1	0	1	0
		アレスタ(電源用)	1	1	0	1	0
	汚水沈砂池流入ゲート2号開度	アレスタ(信号用)	1	1	0	1	0
		アレスタ(電源用)	1	1	0	1	0
	連絡ゲート開度	アレスタ(信号用)	1	1	0	1	0
		アレスタ(電源用)	1	1	0	1	0
	雨水沈砂池流出ゲート1号開度	アレスタ(電源用)	1	1	0	1	0
		アレスタ(信号用)	1	1	0	1	0
	し渣ホッパ重量	ロードセル	1	1	0	1	0
		変換器	1	1	0	1	0
		広角指示計	1	1	0	1	0
		アレスタ(電源用)	1	1	0	1	0
		アレスタ(信号用)	1	1	0	1	0
	沈砂ホッパ重量	ロードセル	1	1	0	1	0
		変換器	1	1	0	1	0
		広角指示計	1	1	0	1	0
		アレスタ(電源用)	1	1	0	1	0
		アレスタ(信号用)	1	1	0	1	0
	流入渠水位	投入式水位計(JFE)	1	1	0	1	0
		中継箱(JFE)	1	1	0	1	0
		大形指示計(デジタル式)	1	1	0	1	0
		ディストリビュータ	1	1	0	1	0
		抵抗ユニット	1	1	0	1	0
	雨水ポンプ井1号水位	投入式水位計(JFE)	1	1	0	1	0
		中継箱(JFE)	1	1	0	1	0
		ディストリビュータ	1	1	0	1	0
		アイソレータ	1	1	0	1	0
		抵抗ユニット	1	1	0	1	0
	雨水ポンプ井2号水位	投入式水位計(JFE)	1	1	0	1	0
		中継箱(JFE)	1	1	0	1	0
		ディストリビュータ	1	1	0	1	0
		アイソレータ	1	1	0	1	0
		抵抗ユニット	1	1	0	1	0
	雨水ポンプ井水位(共通)	大形指示計(デジタル式)	1	1	0	1	0
		リリーススイッチ	1	1	0	1	0
		システムフィルタ	1	1	0	1	0
		アイソレータ	1	1	0	1	0
		警報設定器	1	1	0	1	0
	雨水ポンプ1号機関回転数	警報設定器	1	1	0	1	0
		アイソレータ	1	1	0	1	0
	雨水ポンプ2号機関回転数	アイソレータ	1	1	0	1	0
雨水ポンプ1~2号機関燃料使用量	燃料バルス発信器	2	2	0	2	0	
雨水ポンプ1号機関排気温度	熱電対(K形)	1	1	0	1	0	
	TC/I変換器	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ2号機関排気温度	熱電対(K形)	1	1	0	1	0	
	TC/I変換器	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ1号機関潤滑油温度	測温抵抗体(Pt100Ω)	1	1	0	1	0	
	RTD/I変換器	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ2号機関潤滑油温度	測温抵抗体(Pt100Ω)	1	1	0	1	0	
	RTD/I変換器	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ1号機関冷却水出口温度	測温抵抗体(Pt100Ω)	1	1	0	1	0	
	RTD/I変換器	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ2号機関冷却水出口温度	測温抵抗体(Pt100Ω)	1	1	0	1	0	
	RTD/I変換器	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ1号減速機軸受温度	測温抵抗体(Pt100Ω)	1	1	0	1	0	
	RTD/I変換器	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ2号減速機軸受温度	測温抵抗体(Pt100Ω)	1	1	0	1	0	
	RTD/I変換器	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ1号吐出圧力	圧力伝送器	1	1	0	1	0	
	抵抗ユニット	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ2号吐出圧力	圧力伝送器	1	1	0	1	0	
	抵抗ユニット	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ吐出弁1号開度	広角指示計	1	1	0	1	0	
雨水ポンプ吐出弁2号開度	広角指示計	1	1	0	1	0	
雨水吐出井水位	投入式水位計(JFE)	1	1	0	1	0	
	中継箱(JFE)	1	1	0	1	0	
	ディストリビュータ	1	1	0	1	0	
	抵抗ユニット	1	1	0	1	0	
地下燃料貯留タンク油量	液位計発信器	1	1	0	1	0	
	液位計変換器	1	1	0	1	0	
	広角指示計	1	1	0	1	0	
	アイソレータ	1	1	0	1	0	
	警報設定器	1	1	0	1	0	
	抵抗ユニット	1	1	0	1	0	
	アレスタ(電源用)	1	1	0	1	0	
	アレスタ(信号用)	1	1	0	1	0	
アレスタ(電源用)	1	1	0	1	0		
アレスタ(信号用)	1	1	0	1	0		

分類	ループ名	構成	数量	R6	R7	R8	R9
大枝ポンプ場 (第2ポンプ場)	冷却水槽水位	投込式水位計 (JFE)	1	0	1	0	1
		中継箱 (JFE)	1	0	1	0	1
		広角指示計	1	0	1	0	1
		ディストリビュータ	1	0	1	0	1
		アイソレータ	1	0	1	0	1
		警報設定器	1	0	1	0	1
		警報設定器	1	0	1	0	1
		抵抗ユニット	1	0	1	0	1
	冷却水槽温度	測温抵抗体 (Pt100Ω)	1	0	1	0	1
		広角指示計	1	0	1	0	1
		RTD/I変換器	1	0	1	0	1
	汚水ポンプ井水位	投込式水位計 (JFE)	1	0	1	0	1
		中継箱 (JFE)	1	0	1	0	1
		大形指示計 (デジタル式)	-	-	-	-	-
		ディストリビュータ	1	0	1	0	1
		アイソレータ	1	0	1	0	1
		警報設定器	1	0	1	0	1
		警報設定器	1	0	1	0	1
		抵抗ユニット	1	0	1	0	1
	汚水ポンプ吐出弁1号開度	広角指示計	1	0	1	0	1
	汚水ポンプ吐出弁2号開度	広角指示計	1	0	1	0	1
	汚水ポンプ吐出弁3号開度	広角指示計	1	1	0	1	0
	汚水ポンプ吐出弁4号開度	広角指示計	1	1	0	1	0
	汚水ポンプ吐出弁5号開度	広角指示計	1	1	0	1	0
	汚水ポンプ1号吐出圧力	圧力伝送器	1	0	1	0	1
	汚水ポンプ2号吐出圧力	抵抗ユニット	1	0	1	0	1
	汚水ポンプ3号吐出圧力	圧力伝送器	1	0	1	0	1
	汚水ポンプ4号吐出圧力	抵抗ユニット	1	0	1	0	1
	汚水ポンプ5号吐出圧力	圧力伝送器	1	0	1	0	1
	汚水ポンプ5号吐出圧力	抵抗ユニット	1	0	1	0	1
	汚水吐出井水位	投込式水位計 (JFE)	1	0	1	0	1
		中継箱 (JFE)	1	0	1	0	1
		ディストリビュータ	1	0	1	0	1
	抵抗ユニット	1	0	1	0	1	
大枝ポンプ場 (第2ポンプ場)	処理場1号送水量	電磁流量計発信器	1	0	1	0	1
		電磁流量計変換器	1	0	1	0	1
		アレスタ (電源用)	1	0	1	0	1
		アレスタ (信号用)	1	0	1	0	1
		アレスタ (信号用)	1	0	1	0	1
		アレスタ (信号用)	1	0	1	0	1
	処理場2号送水量	電磁流量計発信器	1	0	1	0	1
		電磁流量計変換器	1	0	1	0	1
		アレスタ (電源用)	1	0	1	0	1
		アレスタ (信号用)	1	0	1	0	1
		アレスタ (信号用)	1	0	1	0	1
		アレスタ (信号用)	1	0	1	0	1
	調整池1号水位	投込式水位計 (JFE)	1	0	1	0	1
		中継箱 (JFE)	1	0	1	0	1
		ディストリビュータ	1	0	1	0	1
		縦形指示計	1	0	1	0	1
		縦形警報計	-	-	-	-	-
	調整池2号水位	アレスタ (信号用)	1	0	1	0	1
		投込式水位計 (JFE)	1	0	1	0	1
		中継箱 (JFE)	1	0	1	0	1
		ディストリビュータ	1	0	1	0	1
		縦形指示計	1	0	1	0	1
	調整池3号水位	アレスタ (信号用)	1	0	1	0	1
		投込式水位計 (JFE)	1	0	0	0	0
		中継箱 (JFE)	1	0	0	0	0
		ディストリビュータ	1	0	0	0	0
		縦形指示計	1	0	0	0	0
	調整池ポンプ井水位	アレスタ (信号用)	1	0	0	0	0
		投込式水位計 (JFE)	1	0	1	0	1
		中継箱 (JFE)	1	0	1	0	1
		アイソレータ	1	0	1	0	1
		警報設定器	1	0	1	0	1
		警報設定器	1	0	1	0	1
調整池ゲート1号開度	抵抗ユニット	1	0	1	0	1	
	アレスタ (信号用)	1	0	1	0	1	
	アレスタ (信号用)	1	0	1	0	1	
調整池ゲート2号開度	アレスタ (信号用)	1	1	0	1	0	
調整池ゲート3号開度	アレスタ (信号用)	1	1	0	1	0	
雨水逆流ゲート開度	アレスタ (信号用)	1	1	0	1	0	
自家発電機燃料使用量	燃料パルス発信器	2	2	0	2	0	
自家発電機回転数	アイソレータ	1	1	0	1	0	
自家発電機排気温度	熱電対 (K形)	1	1	0	1	0	
自家発電機潤滑油温度	TC/I変換器	1	1	0	1	0	
自家発電機潤滑油温度	測温抵抗体 (Pt100Ω)	1	1	0	1	0	
自家発電機潤滑油温度	RTD/I変換器	1	1	0	1	0	
自家発電機冷却水出口温度	測温抵抗体 (Pt100Ω)	1	1	0	1	0	
自家発電機冷却水出口温度	RTD/I変換器	1	1	0	1	0	

分 類	ループ名	構 成	数量	点検 周期	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
八雲ポンプ場	流入渠水位	投入式水位計(JFE)	1台	2年	/	1		1
		中継箱(JFE)	1台		/	1		1
		ディストリビュータ	1台		/	1		1
		アイソレータ	1台		/	1		1
		アイソレータ	1台		/	1		1
		指示計	1台		/	1		1
		デジタルメータ	1台		/	1		1
	雨水ポンプ井水位	静電容量式	1台	2年	/	1		1
		変換器	1台		/	1		1
		アイソレータ	1台		/	1		1
		アイソレータ	1台		/	1		1
		アイソレータ	1台		/	1		1
		アイソレータ	1台		/	1		1
		アイソレータ	1台		/	1		1
		警報設定器	1台		/	1		1
		警報設定器	1台		/	1		1
		警報設定器	1台		/	1		1
		警報設定器	1台		/	1		1
		指示計	1台		/	1		1
		デジタルメータ	1台		/	1		1
	汚水ポンプ井水位	投入式水位計(JFE)	1台	2年	/	1		1
		変換器(JFE)	1台		/	1		1
		アイソレータ	1台		/	1		1
		警報設定器	1台		/	1		1
		警報設定器	1台		/	1		1
		指示計	1台		/	1		1
	調圧水槽水位	投入式水位計(JFE)	1台	2年	/	1		1
		変換器(JFE)	1台		/	1		1
		アイソレータ	1台		/	1		1
		アイソレータ	1台		/	1		1
		警報設定器	1台		/	1		1
		警報設定器	1台		/	1		1
		警報設定器	1台		/	1		1
広角指示計		1台	/		1		1	

## 令和7年度大枝ポンプ場部品整備

1	メモリー保護用バッテリー	7	個
2	メモリー保護用バッテリー	4	個

## 令和8年度大枝ポンプ場監視部品取替

1	ハードディスクドライブ	7	台
2	電源ユニット（ファン付）	7	台
3	分電ユニット DB-UNIT-AC100V	7	台
4	分電ユニット DB-UNIT-RACK	6	台
5	本体冷却ファン	14	組
6	筐体用ファン UP12DH10	6	組
7	筐体用ファン UP12BL10	2	組
8	本体用エアフィルター	14	組
9	筐体用エアフィルター（大）	10	組
10	筐体用エアフィルター（小）	2	組
11	デスク用エアフィルター	1	組

## 令和9年度大枝ポンプ場部品整備

1	メモリー保護用バッテリー GR17450K	7	個
2	メモリー保護用バッテリー ER6-CF	4	個

# 電氣保安管理業務委託

## 仕 様 書

守口市環境下水道部下水道課

(目的)

第1条 本仕様書は、発注者が委託する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の取り扱いについて定めるものである。

(設備概要)

第2条 発注者が保安管理業務を委託する電気工作物の概要は次のとおりである。

大枝ポンプ場

受電電圧	6,600V	
受電設備総容量	2,100KVA	
非常用予備発電設備	1,250KVA	
供用開始年	昭和43年	

八雲ポンプ場

受電電圧	6,600V	
受電設備総容量	365KVA	
非常用予備発電設備	125KVA	
供用開始年	昭和44年	

(保安管理業務の内容)

第3条 発注者が受注者に委託する保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に定める発注者の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であって、受注者は発注者の保安規程に基づいて次の各号に掲げるとおりとし、その結果について発注者に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行うこと。なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連系がない部分の点検については、受注者の受託する業務に含まないものとする。

- (1) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」という。）なお、受注者は定期点検時に発注者に日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行うこと。
  - (2) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じた臨時点検を行うこと。
  - (3) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言を行うこと。
- 2 前項第1号に定める定期点検の種類及び回数は別表（巡視・点検・測定試験基準）のとおりとする。ただし、年次点検実施月は月次点検を除くものとする。
  - 3 保安管理業務外部委託承認制度を利用する場合は、契約締結日までに保安管理業務に従事する資格を有する者を準備しておくこと。
  - 4 中部近畿経済産業省保安監督部への「保安管理業務外部委託承認」及び「保安規程」等の届出書類の作成及び届出は、受注者の負担において行うこと。
  - 5 365日24時間体制の連絡窓口を配置すること。併せて、複数の要員による連絡或いはバックアップ体制を確保すること。
  - 6 事故等が生じた場合は、休日・夜間を問わず連絡を受けてから原則として1時間以内に現

場に到着し、応急処置を講じること。なお、緊急出動に伴う費用は受注者の負担とする。

(連絡責任者等)

第4条 発注者は、発注者の保安規程に定める連絡責任者及び発電所を設置する場合には運転責任者をあらかじめ指名すること。又、発注者は連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知すること。なお、設備容量が6000kVA以上となる場合の連絡責任者は、電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者をあてるものとする。

(記録の保存)

第5条 受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者が報告者の氏名と報告内容を確認するとともに、発注者、受注者双方において3年間保存するものとする。

(保安業務担当者の資格等)

第6条 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、提示すること。

2 受注者は、前項で定める保安業務担当者等を定め、受注者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者に通知し、発注者は履行期間開始前までに確認を行うこと。

なお、保安業務担当者等の変更の場合であっても同様とする。

3 発注者は受注者の事業所への連絡方法を確認し、第1項の証明書並びに第2項の通知書等により、本人確認をすること。ただし、緊急の場合はこの限りでないものとする。

(設備の特殊性のため点検できない場合の措置)

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する設備の点検については、受注者の監督の下で点検、測定・試験の全部又は一部を発注者の責任及び負担により、専門業者等に依頼して実施するものとする。これに関し、発注者の求めに応じ受注者は指導又は助言を行うこと。又、発注者はその結果を受注者に通知するものとし、受注者は結果を確認し必要に応じ指導又は助言を行うこと。

- (1) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (2) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (3) 常時電路に接続されておらず、専ら移動して使用するための電気機器及びこれに付属する電線

(設置場所の特殊性のため点検できない場合の措置)

第8条 発注者は、電気使用場所の設備の点検について、次の場所において発注者の都合、その他の理由で受注者がその場所に立入りできない場合は、発注者が受注者より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を受注者に通知するものとする。なお、その点検結果について受注者が点検を行う必要を認めるときは、発注者は受注者の立入りについて措置するものとする。

- (1) 立入に危険を伴う場所 (酸素欠乏危険箇所、有毒ガス発生場所)

(高圧絶縁監視装置の設置)

第9条 受注者は、電路の絶縁状態を常時監視するため高圧絶縁監視装置を設置すること。

2 高圧絶縁監視装置は、異常を検出した場合直ちに受注者の監視受信設備に通報できる自動通報機能を有していること。

3 高圧絶縁監視装置による異常通報を受信した場合は直ちに原因解析を行い、結果を休日・夜間を問わず発注者に連絡するとともに、状況に応じて現場に出動し原因の究明及び改善の助言を行うこと。なお、受注者はその受信記録を3年間保存するものとし出動に伴う費用は受注者の負担とする。

4 受注者は、高圧絶縁監視装置が常に正常に稼動するように保全すること。

(バックアップ電源)

第10条 大枝ポンプ場の精密点検は、CVCFのバックアップ電源を設置すること。

なお、設置に伴う費用は受注者の負担とする。

(保安教育の実施)

第11条 受注者は、契約期間内に発注者に対し保安教育を年1回以上行うこと。また、保安教育に必要な視聴覚機材及びリーフレット等も受注者にて準備すること。

(提出書類)

第12条 この仕様書に基づき提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 保安業務担当者通知書及び経歴書：1部
- (2) 業務工程表：1部
- (3) 業務計画書：1部
- (4) 業務実施報告書：1部
- (5) 発注者が指示したもの：必要部数

(業務計画書)

第13条 業務計画書には、次の事項について記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 工程表
- (3) 業務履行要領
- (4) 点検要領及び適用基準
- (5) チェックリスト表（各設備に適用するものとする。）
- (6) 業務組織表
- (7) 緊急時体制表
- (8) 保安業務従事者名簿及び資格の写し
- (9) 安全対策
- (10) その他必要なもの

(その他)

第14条 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた場合は発注者と協議するものとする。

巡視、点検及び測定・試験の基準（毎月点検）

別表  
No. 1

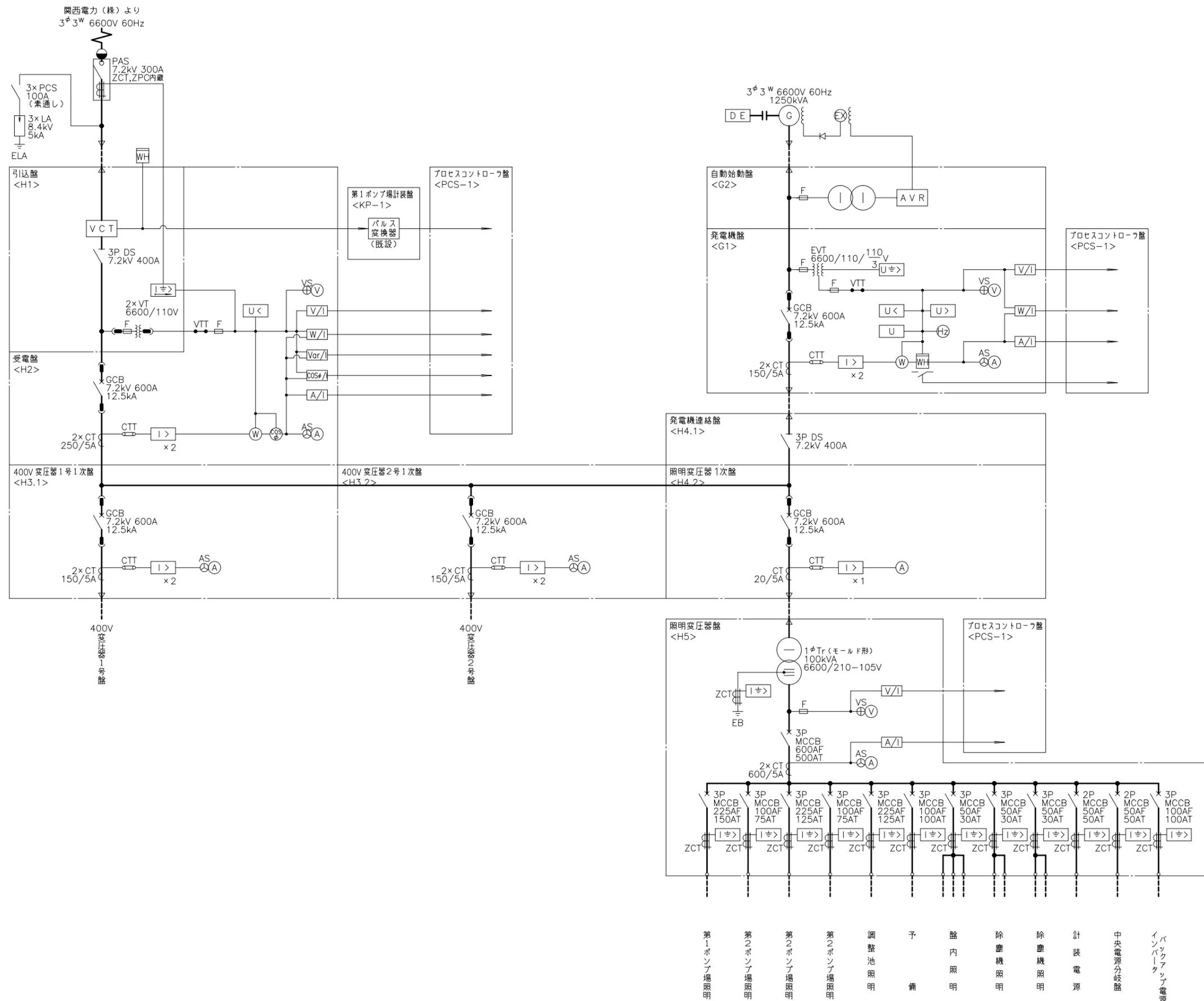
設備		点検項目	工事期間中の巡視点検 [週1回]	月次点検 [毎月1回]	年次点検 [年1回]
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			○
		継電器の動作試験			○
		継電器の慣性特性試験			○
		継電器の動作特性試験			○
		開閉器と継電器の連動試験			○
引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○	
	10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			○	
受電設備	断路器	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			○
		継電器の動作試験			○
		継電器の慣性特性試験			○
		継電器の動作特性試験			○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			○
		内部点検			○
		絶縁油の酸価度試験			○
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			○
	母線等	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			○
	その他高圧機器	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○
		絶縁抵抗測定			○
		計器校正試験			○
		シーケンス試験			○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定			○
		漏えい電流測定		○	○

設備		点検項目	工事期間中の 巡視点検 [週1回]	月次点検 [毎月1回]	年次点検 [年1回]
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	遮断器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
絶縁状態監視			低圧絶縁監視装置による		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○
		電圧測定		○	○
		比重測定			○
		液温測定			○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
構造物等	外観点検	○	○	○	

- 注1 「月次点検」とは設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは主として停電により設備を停止状態にして実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は各点検項目の該当項目を示し工事に係わる設備に対して適用する。
  - 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
  - 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については受注者と協議する。
  - 5 月次点検、年次点検の○印は各点検項目の該当項目を示し設備のある場合に適用する。
  - 6 絶縁油の酸価度試験は加熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合一部又は全部を省略することがある。
  - 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は当該電路の接地線の取外しが困難な場合漏えい電流測定に替えることがある。
  - 8 各点検項目は機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあってはその結果により当該点検の一部に替えることがある。
  - 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
  - 10 10<sup>k</sup>ボルトによる絶縁抵抗測定は6<sup>k</sup>ボルトの高圧設備に対して適用する。
  - 11 年次点検の停電時間は、平日昼間の3時間以内とする。
  - 12 年次点検の当日が雨天の場合は、点検を中止する。

13 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施すること。ただし、設備の状況により運転を停止して点検すること。

凡例	記号	名称
(A)	交流電流計	
(V)	交流電圧計	
(Hz)	周波数計	
(W)	電力計	
(WH)	電力量計	
(Var)	無効電力計	
U<	不足電圧継電器	
I>	過電流継電器	
I>	地絡過電流継電器	
U>	過電圧継電器	
U>	地絡過電圧継電器	
I>	地絡方向継電器	
U	電圧継電器	
Tr	変圧器	
VT	計器用変圧器	
EVT	接地形計器用変圧器	
CT	変流器	
ZCT	零相変流器	
DS	断路器	
GCB	ガスシャ断器	
MCCB	配線用しゃ断器	
F	ヒューズ	
CTT	電流用試験端子	
VTT	電圧用試験端子	
PAS	柱上気中開閉器	
LA	避雷器	
VCT	取引用変成器	
PCS	プライマリカットスイッチ	
/	各種電気量変換器	
(G)	交流発電機	
DE	ディーゼル機関	
AVR	自動電圧調整器	
(X)	励磁装置	
EB	第B種接地	
●	構内第1柱	



- 第1ポンプ場照明 (1) (L1B)
- 第2ポンプ場照明 (2) (L1A)
- 第2ポンプ場照明 (3) (LB1)
- 調整池照明 (LC)
- 予備 (1)
- 盤内照明 (1)
- 除塵機照明 (2)
- 除塵機照明
- 計装電源
- 中央電源分岐盤
- インバリアンアップ電源

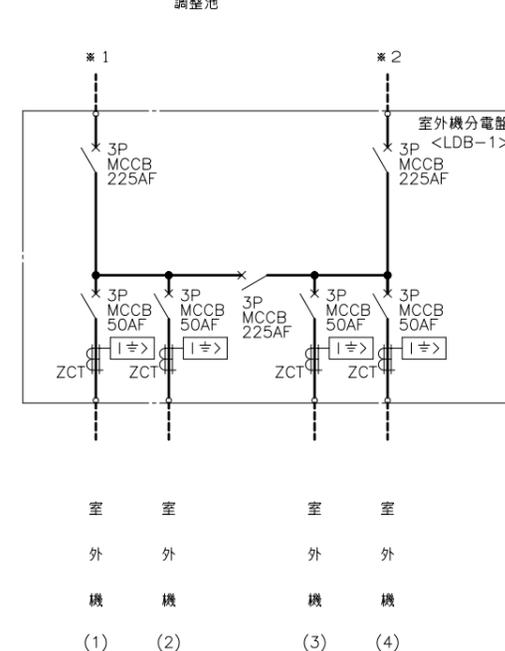
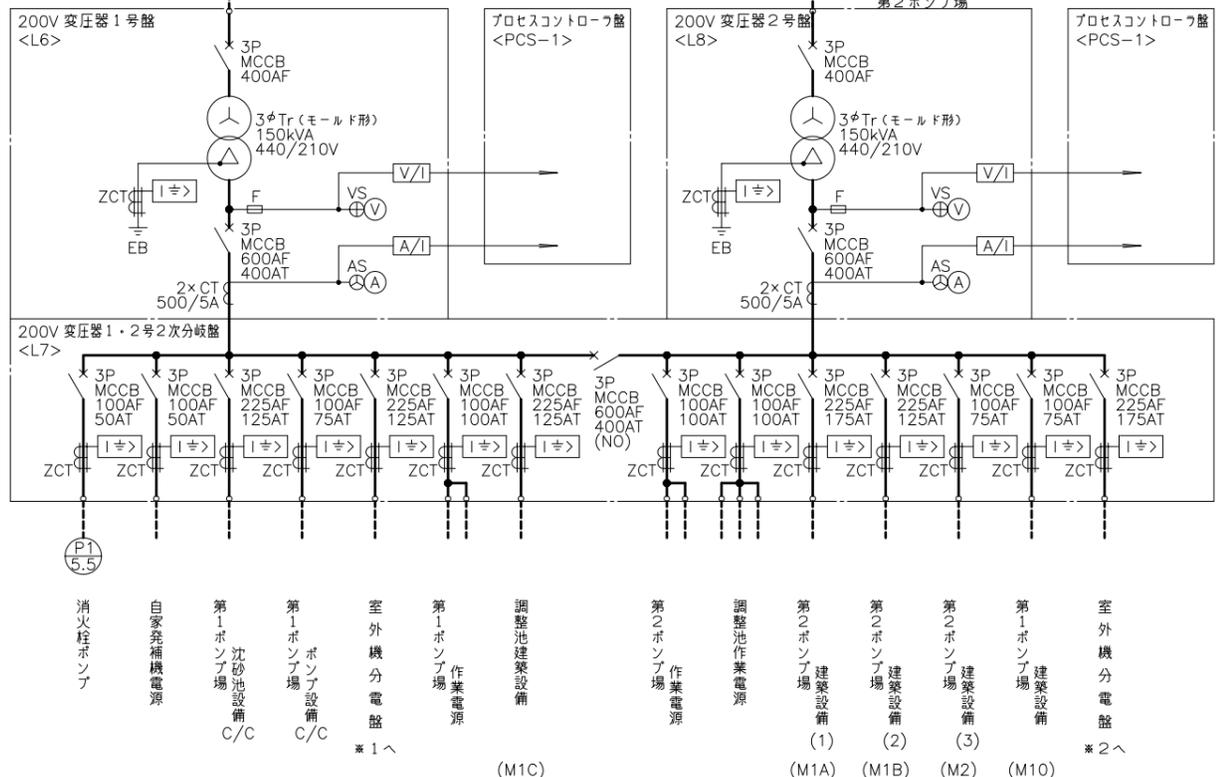
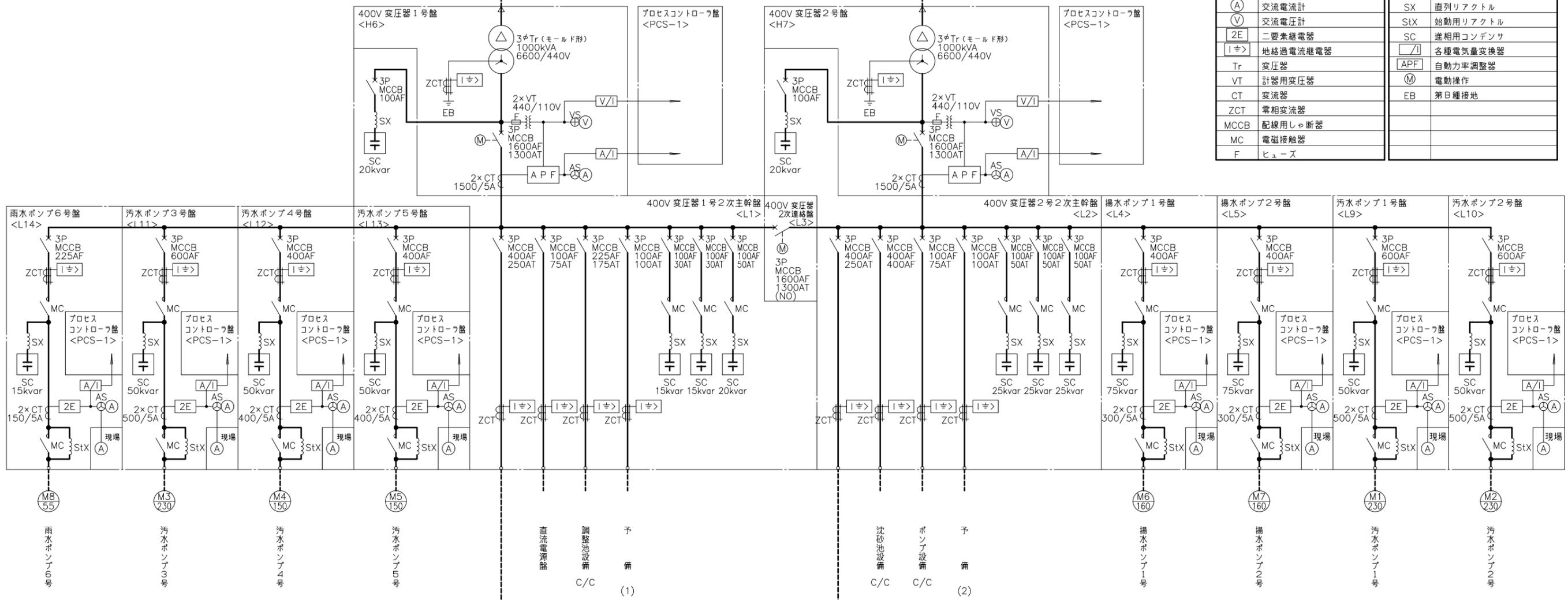
大枝ポンプ場 単線結線図 (1)

400V変圧器1号1次盤<H3.1>より  
3<sup>φ</sup>3<sup>W</sup>6600V 60Hz

400V変圧器2号1次盤<H3.2>より  
3<sup>φ</sup>3<sup>W</sup>6600V 60Hz

凡例

記号	名称	記号	名称
(A)	交流電流計	SX	直列リアクトル
(V)	交流電圧計	StX	始動リアクトル
2E	二要素継電器	SC	進相用コンデンサ
I≧	地絡過電流継電器	∟/∟	各種電力量変換器
Tr	変圧器	APF	自動力率調整器
VT	計器用変圧器	(M)	電動機
CT	変流器	EB	第B種接地
ZCT	零相変流器		
MCCB	配線用しゃ断器		
MC	電磁接触器		
F	ヒューズ		



大枝ポンプ場 単線結線図(2)



# クレーン点検整備及び性能検査業務

## 仕 様 書

守口市環境下水道部 下水道課

## クレーン点検整備及び性能検査業務

第1条 本業務は、労働安全衛生法第41条、クレーン等安全規則第40条に基づき点検整備及び荷重試験を行い、クレーン性能検査を受検し、合格することを目的とする。

第2条 点検整備等を行うクレーンは次の仕様をもつ機器である。

設置場所	大枝ポンプ場
製作会社	(株)日本起重機製作所
型式	クラブトロリ式天井クレーン
吊り上げ荷重	13.2t

設置場所	八雲ポンプ場
製作会社	日立機電工業株式会社
型式	フック付天井走行クレーン
吊り上げ荷重	主巻上30.5t/補巻上5.1t

第3条 業務内容は、次の通りとする。

1. クレーン点検整備及び性能検査

大枝

- ・令和7年度性能検査及び点検整備
- ・令和8年度点検整備（荷重試験を含む）
- ・令和9年度性能検査及び点検整備

八雲

- ・令和7年度点検整備（荷重試験を含む）
- ・令和8年度性能検査及び点検整備
- ・令和9年度点検整備（荷重試験を含む）

2. 試験(作動確認) (6ヶ月毎/年2回)

※ただし、クレーン性能検査業務該当年度は年1回の実施とする。

第4条 クレーン点検整備箇所

1. ランウェイ
2. 走行機械装置
3. 巻上機械装置
4. 横行機械装置
5. 電動機
6. 配電盤
7. 集電装置

第5条 クレーン点検整備

クレーンの運転に際しては、常にクレーン免許証・玉掛け技能講習修了証を携帯し作業にあたること。

第6条 荷重試験

荷重試験は、点検整備中と性能検査受検時の計2回を行い、たわみ測定及び巻き上げ巻き下げ等の試験を行うこと。

第7条 上記荷重試験及び点検整備上必要とされる機材は、ウェイト借上げを含み、すべて受注者の負担とする。なお、八雲ポンプ場については入口及び通路等が非常に狭く埋設物も複数設置（図番4参照）されているため、ウェイト及び資材等については、梶ポンプ場を仮置場として使用し（図番6参照）小型トラック（2t車）にて八雲ポンプ場まで小運搬を行う方法を採用すること。

第8条 クレーン性能検査受検日前日までに、クレーン点検整備及び荷重試験等を完了し、報告書を1部作成し発注者まで提出すること。

第9条 業務中、ポンプ場の構造物並びに機器等に損害を与えないよう十分注意し、作業にあたること。

第10条 検査受験手数料は受注者が負担すること。

第11条 受注者は、次項以下に定めるところにより、点検の各過程について、その状況を写真撮影し、順を追って写真帳にまとめ、点検実施後速やかに提出するものとする。

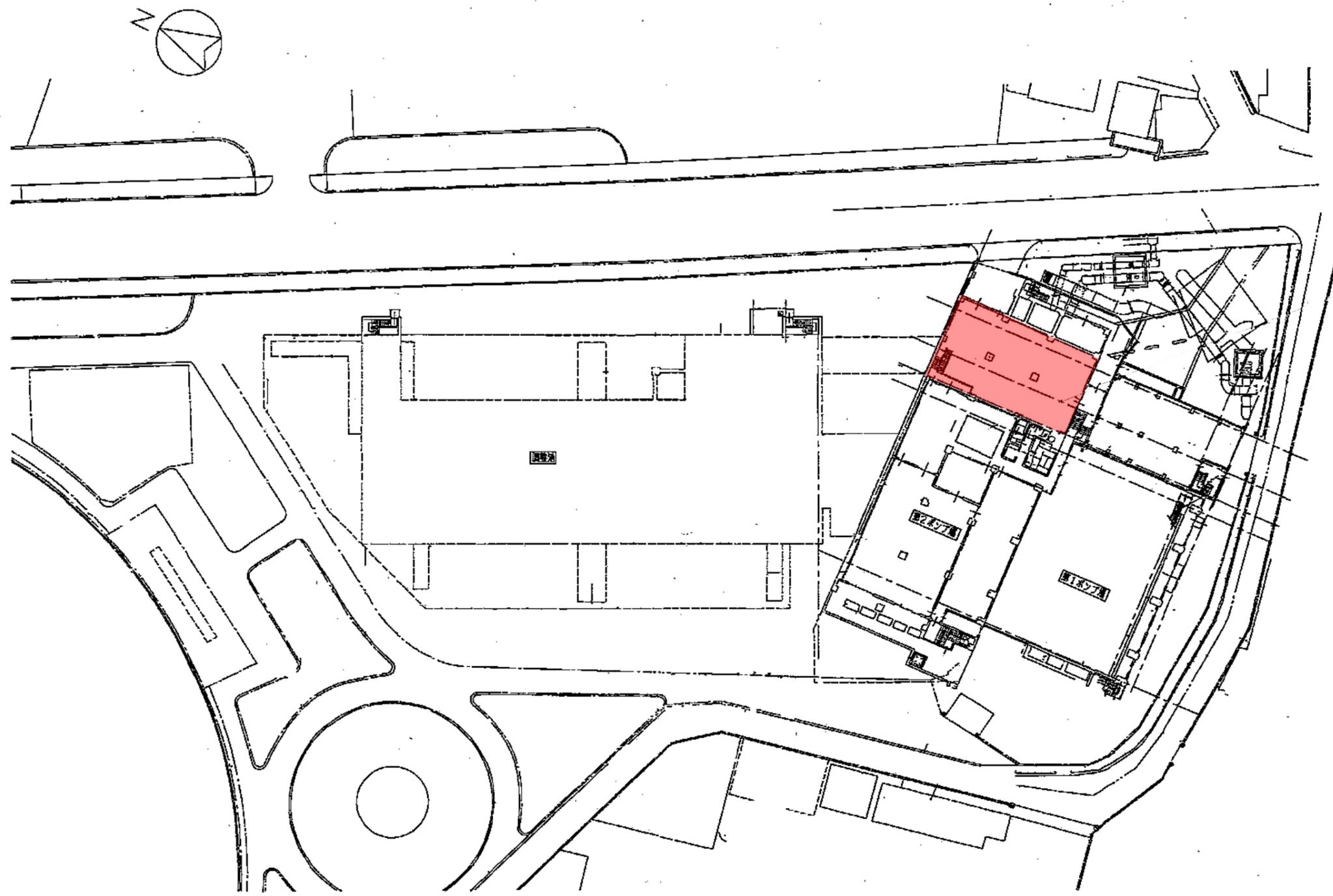
2. 写真はカラー写真とし、必要に応じて被写体の大きさまたは寸法が判定できるようスケール等を利用するものとする。
3. 写真の大きさは原則としてサービス判とし、写真帳にはできるだけ詳細に説明文を記入するものとする。
4. 電子データについては記録媒体（CD-R又はDVD-R）に収めるものとし、写真帳の末尾のページに貼り付けるものとする。
5. 写真帳は、1部提出するものとする。

第12条 報告書の提出

受託者は、点検整備業務を実施したときは、すみやかに下記報告書を提出しなければならない。

- (1) 点検整備作業写真（1部）
- (2) 点検整備結果報告（1部）

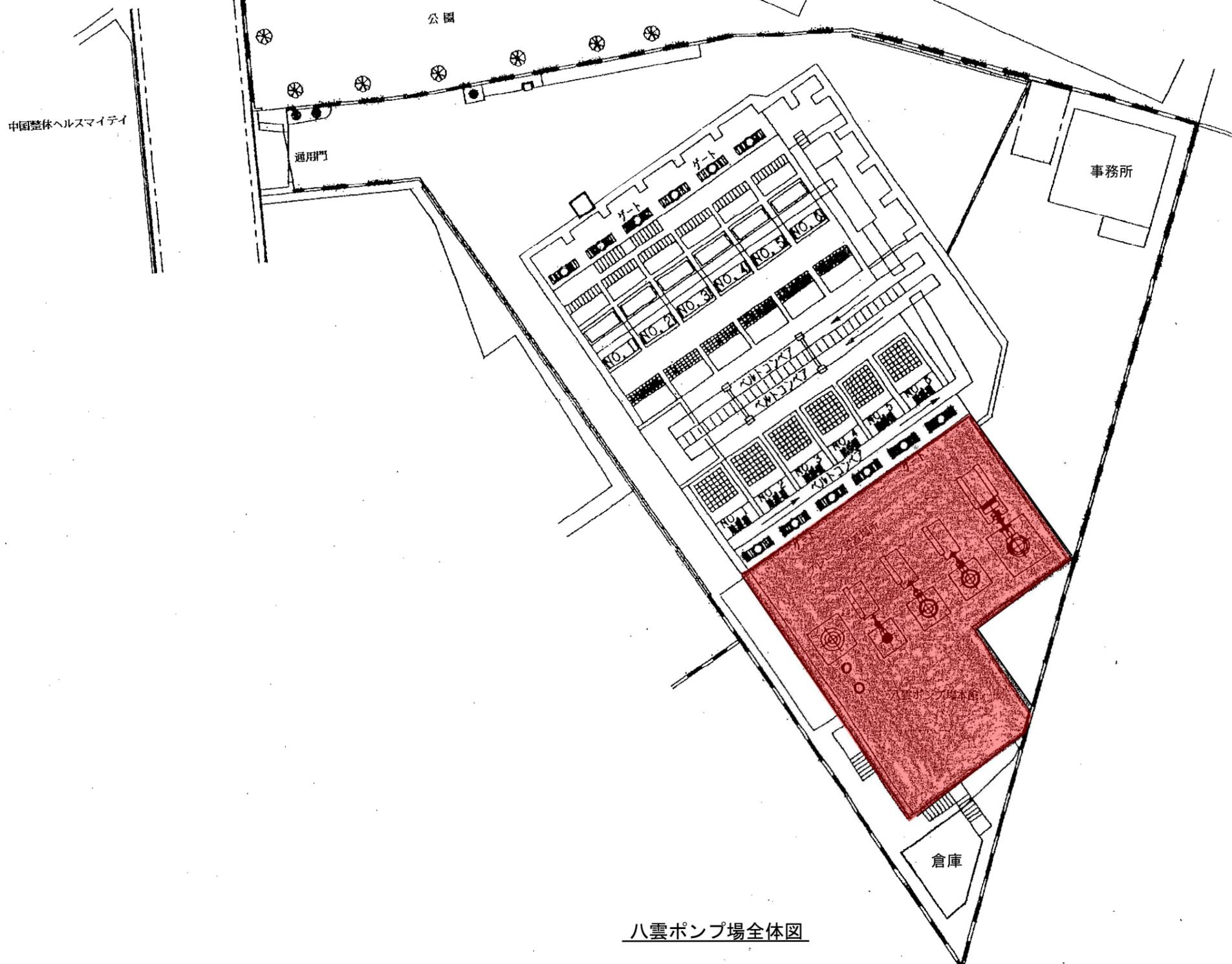
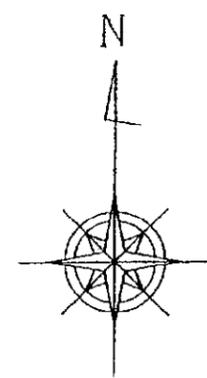
第13条 その他細部については、発注者の指示に従うものとする。



大枝ポンプ場全体図

図面	大枝ポンプ場全体図	図番	1
		縮尺	/
守口市環境下水道部下水道課			



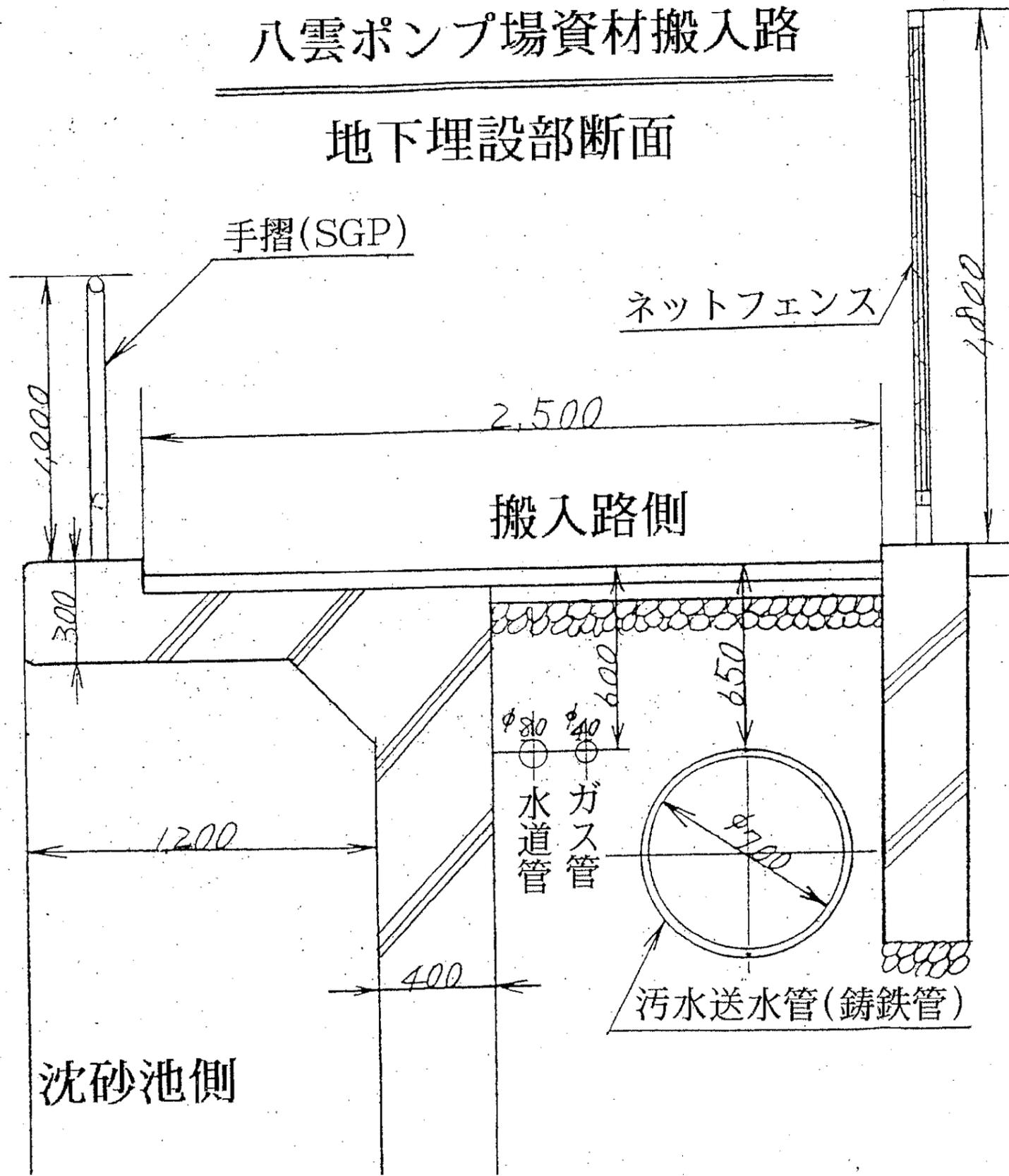


八雲ポンプ場全体図

図面	八雲ポンプ場全体図	図番	3
		縮尺	—
守口市環境下水道部下水道課			

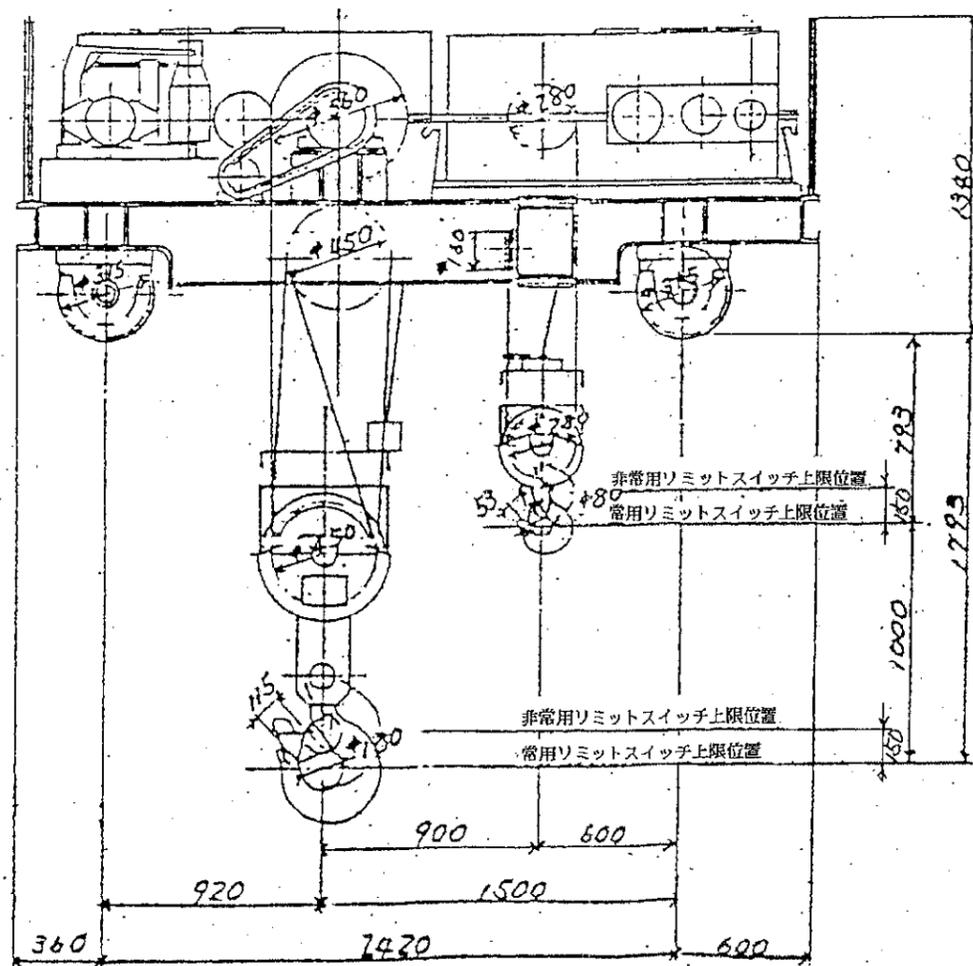
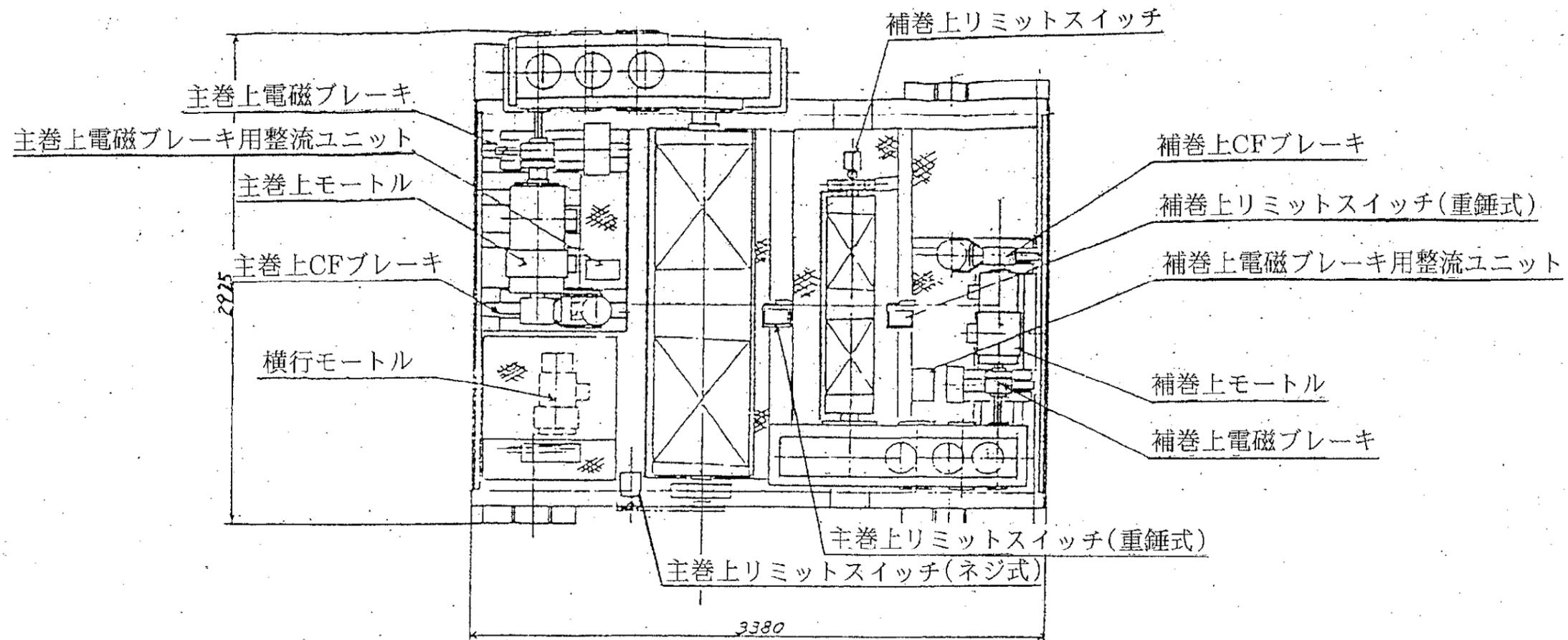
# 八雲ポンプ場資材搬入路

## 地下埋設部断面

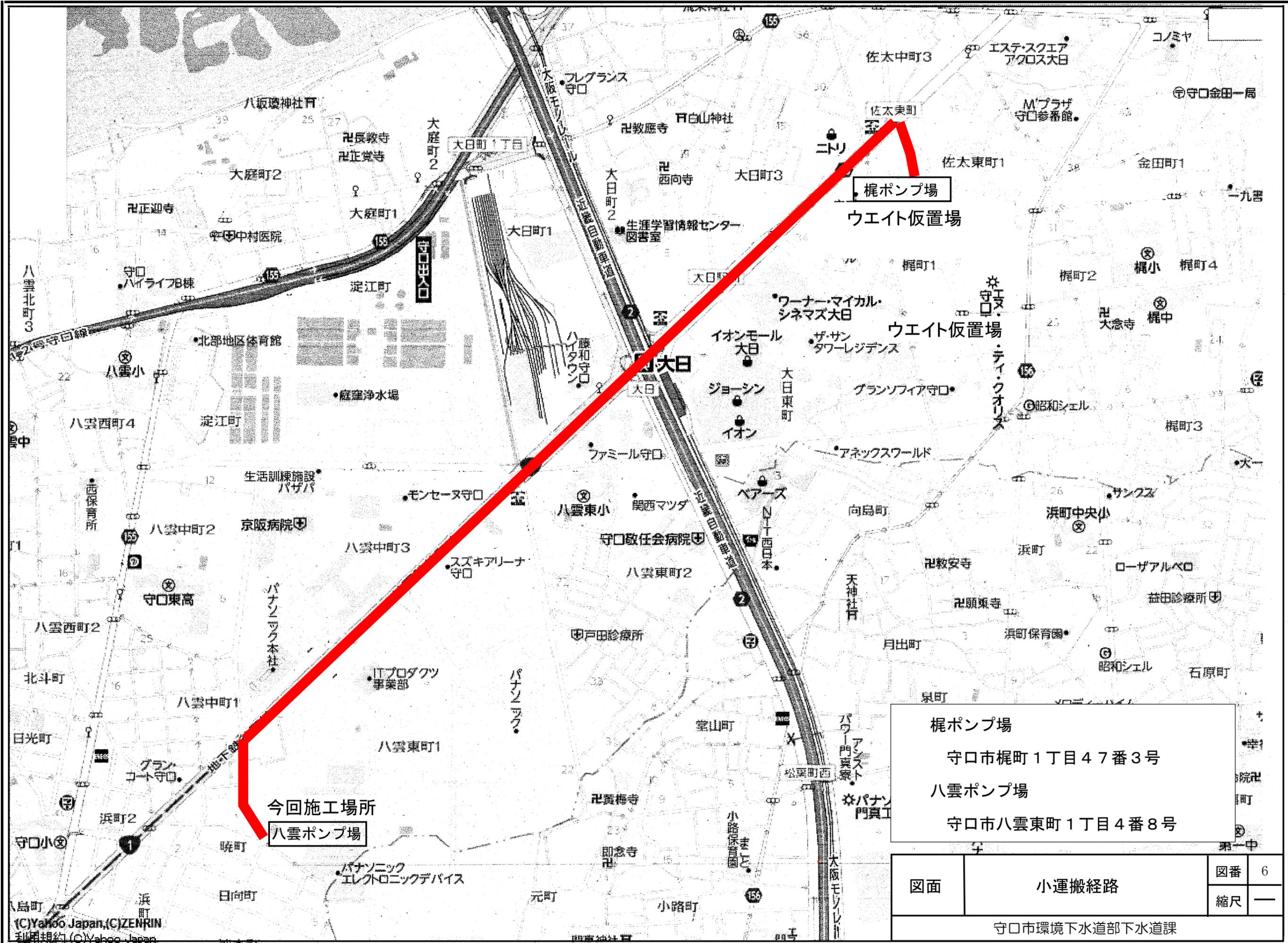


八雲ポンプ場搬入路断面図

図面	八雲ポンプ場搬入路断面図	図番	4
		縮尺	—
守口市環境下水道部下水道課			



図面	八雲ポンプ場クレーン外形図	図番	5
		縮尺	—
守口市環境下水道部下水道課			



今回施工場所  
八雲ポンプ場

梶ポンプ場  
ウエイト仮置場

梶ポンプ場  
守口市梶町1丁目47番3号  
八雲ポンプ場  
守口市八雲東町1丁目4番8号

図面	小運搬経路	図番	6
		縮尺	—
守口市環境下水道部下水道課			

# 重油地下タンク漏洩点検

## 仕様書

守口市環境下水道部下水道課

## 重油地下タンク漏洩点検仕様書

### 業務概要

守口市公共下水道ポンプ場に設置されている重油地下タンク及び地下埋設配管等の漏洩点検を消防法第14条の3の2に基づいて行うものである。

#### (総則)

第1条 本仕様書は、大枝ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）重油地下タンクの漏洩点検（以下「漏洩点検」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

#### (漏洩点検方法)

第2条 漏洩点検は、気相部及び液相部を微加圧方法で実施すること。

#### (漏洩点検内容)

第3条 受注者が実施する漏洩点検内容は、消防危第33号「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針」平成18年3月18日（令和元年8月27日改訂）に基づいて行わなければならない。

#### (実施期間)

第4条 漏洩点検期間は、令和10年2月1日～令和10年3月31日までとする。

#### (実施計画)

第5条 受注者は、漏洩点検開始1か月前までに漏洩点検実施計画書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

#### (報告書)

第6条 受注者は、漏洩点検後すみやかに漏洩点検報告書を1部作成し、発注者に提出しなければならない。

#### (漏洩点検従事者)

第7条 受注者は、今回実施する漏洩点検施設について、その構造、測定及び試験等、漏洩点検内容を熟知した従事者をもって、漏洩点検にあたらせなければならない。

#### (写真撮影)

第8条 受注者は、次項以下に定めるところにより、点検の各過程について、その状況を写真撮影し、順を追って写真帳にまとめ、点検実施後速やかに提出するものとする。

2. 写真はカラー写真とし、必要に応じて被写体の大きさまたは寸法が判定できるようスケール等を利用するものとする。
3. 写真の大きさは原則としてサービス判とし、写真帳にはできるだけ詳細に説明文を記入するものとする。
4. 電子データについては記録媒体（CD-R又はDVD-R）に収めるものとし、写真帳の末尾のページに貼り付けるものとする。
5. 写真帳は、1部提出するものとする。（その他）

第9条 その他細部については、発注者の指示に従うものとする。

## 大枝ポンプ場

### 重油地下タンク等の漏洩点検

(検査範囲)

重油地下タンク 1基

タンク容量 15,000ℓ

配管 1式

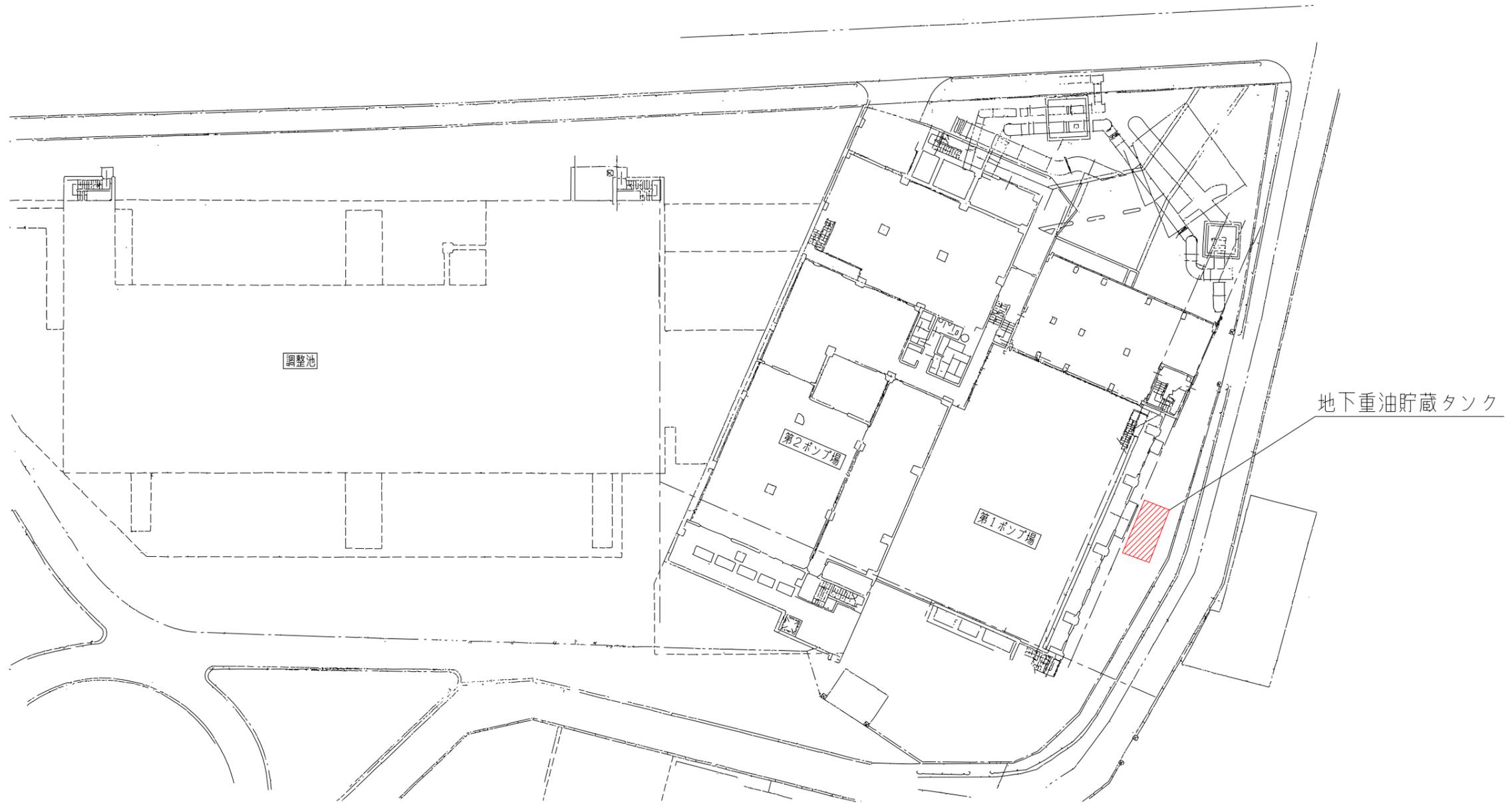
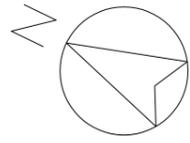
注入管 (65A) 直下式

吸引管 (25A) 6m

通気管 (32A) 8m

戻り管1 (50A) 62m

戻り管2 (50A) 6m



大枝ポンプ場全体図

図面	大枝ポンプ場全体図	図番	1
		縮尺	—
守口市環境下水道部下水道課			

# 貯水槽設備保守点検業務

## 仕 様 書

守口市環境下水道部下水道課

# 仕 様 書

## 第1条 適用

本仕様書は、貯水槽設備保守点検業務について適用する。

## 第2条 業務場所及び対象設備

本業務の対象場所及び設備は次のとおり。

- ・大枝ポンプ場 守口市松下町1番97号

## 第3条 対象設備

### (1) 全対象設備

受水槽（大枝ポンプ場）                      構造 F   容量   2.0 m<sup>3</sup>

## 第4条 業務内容

本業務の内容は次のとおり。

- (1) 水槽内部の水抜き。
- (2) 貯水槽内面のブラッシング洗浄及びパイプ類の錆落とし。
- (3) 水圧洗浄
- (4) 沈殿物、汚泥、汚水等の汲み出し。
- (5) 水洗い並びに消毒。
- (6) 機械類の作動テスト。
- (7) 貯水槽への水入れ。
- (8) 鋳鉄製マンホール蓋及び枠類の錆落とし並びに錆止め塗装。
- (9) バルブ等への注油。
- (10) この他に留意点等がないか発注者と調整を行い、その指示に従うこと。

## 第5条 履行期限

本業務の履行期限は次のとおり。

- (1) 令和7年度              令和7年9月30日
- (2) 令和8年度              令和8年9月30日

(3) 令和9年度 令和9年9月30日

#### 第6条 作業者の条件

- (1) 清掃作業の監督を行う者については建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第4号に該当する者、清掃作業に従事する者については同条第5号に該当する者をもって充てなければならない。
- (2) 契約時に、『建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第4号及び第5号』に関する書類を提出すること。
- (3) 作業の前日又は当日に健康を害している者（下痢等の症状や外傷等のある者）は作業を行ってはならない。

#### 第7条 使用電力及び用水

清掃業務に必要な電力及び用水については、本市が用意したものについてのみ無償で利用できるものとする。

#### 第8条 その他

- (1) 本業務に使用する機材は、すべて受注者にて準備すること。
- (2) 清掃終了後、貯水槽清掃作業完了報告書を作成すること。
- (3) 報告書の記載内容については、事前に打ち合わせを行うこと。
- (4) 清掃作業前後の比較写真を撮影すること。